「知的財産戦略」

内閣官房 内閣審議官 知的財産戦略推進事務局 次長 藤田昌宏氏 (財)国民工業振興会 講演会 平成 18 年 9 月 26 日(火)14:00 ~ 16:00 ニューオータニイン東京 4F つばきの間 出席者 32 名

小泉内閣の「知的立国」を目指す取組について、その経緯、背景、これまでの知的戦略の主な成果、「知的財産推進計画 2006」の概要について、詳細に説明された。

2002 年 2 月の小泉前総理の施政方針演説に、我が国の歴史上初めて、知財立国を標榜した「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とする」との文言が盛り込まれた。当時、阿倍現総理も官房副長官として本政策に関与されており、今後も本政策を継続・重視されると考えている。知的財産の範囲は、特許、実用新案等の工業所有権、ブランド、標準、及び映画、音楽、演劇、アニメ等のコンテンツに及んでいる。知財立国の目的は、外貨獲得額の約 98%を占める日本の「ものつくり産業」の競争力を高めること、映画、音楽等の様々なコンテンツを自由に楽しめるようにすること、人類の発展に寄与し、日本のソフトパワーを高めることである。

この施政方針により、知的財産戦略会議が直ちに発足、1年後には、知的財産戦略本部が発足し、小泉前総理を本部長とする担当大臣、全閣僚及び民間有識者 10名により知的財産推進計画が策定された。 現在、知的財産推進計画 2006が第二期に入っており、その内容の詳細は、内閣のホームページで閲覧可能である。推進本部の事務局としては、荒井局長以下 30名の陣容を整えている。

知財立国を目指す背景としては、第 2 次大戦後の日本の製造業が海外からの基本特許の輸入し、改良し、優れた製品化を行った日本の成功モデルが、いまや韓国、台湾、中国により追撃されており、人件費、インフラコストの高い日本では、「追従型」から「先行型」への転換が急務であること、その研究成果を保護する知財戦略が不可欠なことがあげられる。また、大学の使命として「研究」、「教育」に加えて「社会貢献(産学連携)」が重要でそのポテンシャルが生かすこと、企業の課題としては、「出しとけ特許」、「ノルマ特許」体質から脱却して効率的な特許出願が望まれている。日本の有力企業の特許出願について審査請求率、外国特許出願率、特許査定率について調査しており、ホンダが審査請求率、特許査定率で最も良い成績を上げている。更に、海外での模倣品、海賊版による損失が深刻化しており、2001年の推計で、総額15兆3000億円に達しており、JETROの北京事務所には、模造品展示室が開設されている程である。

知財戦略の主要な成果として、知財の創造(大学等の特許取得件数増・実施料収入増、大学発ベンチャーの設立が累計 1503 社等)、知財の保護(任期付審査官の3年間で300名増員、特許権等に係る刑事罰についての改訂、「政府模造品・海賊版対策総合窓口」の設置等)、知財の活用(「地域ブランド」の地域団体商標としての登録等)、コンテンツの振興(日本食文化の普及等)、知財人材の育成面(弁理士の増員、法科大学院の知財法の科目の開設、2006年の新司法試験から知財法を選択科目に新たに設定等)について説明があった。

知的財産推進計画の第1期(2003~2005)は基本的な制度改革の実施を行い、第2期(2006~2008)では、実効をあげる期間と位置づけている。「知的財産推進計画2006」の主なポイントは、(1)ニセモノ対策の強化、(2)イノベーションの促進、(3)出願構造改革・世界特許の実現、(4)中小企業と地域の支援、(5)文化創造国家づくり、(6)知財人材の育成である。

講演後、プロセス・イノベーションその他について、活発な質疑応答が行われた。